

# 韓国の新しい国際裁判管轄について

—2022年国際私法の改正—

金 汝 淑

## はじめに

国際民事事件において国際裁判管轄の一般についての国際的な条約はなく、ハーグ国際私法会議の管轄合意に関する条約や判決条約などがあり、<sup>(1)</sup> 地域的にはEU規則として財産法や親族相続法などの分野においていくつかの規則<sup>(2)</sup>が存在する。日本では2011年に財産権上の訴えについ

---

(1) 例えば、2005年6月30日の「管轄合意に関する条約」、2019年7月2日の「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」などがある。

(2) 例えば、財産法分野においては「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EC)44/2001」(ブリュッセルⅠ規則)とこれに代わる「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU)1215/2012」(ブリュッセルⅠa規則)がある。親族相続法の分野においては、ブリュッセルⅡ(EC)1347/2000規則に代わる「婚姻事件及び親責任事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日の理事会規則(EC)2201/2003」(ブリュッセルⅡa規則)と、これに代わる「婚姻事件及び親責任事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する、並びに国際的な子の奪取に関する2019年6月25日の理事会規則(EU)2019/1111」(改正ブリュッセルⅡa規則)がある。ほかの分野では、「夫婦財産事件に関する裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行の領域における強化された協力を実施する2016年6月24日の理事会規則(EU)2016/1103」(夫婦財産制規則)、「扶養義務に関する事件における裁判

## 資 料

て日本の裁判所が管轄権を有する場合などについて国際裁判管轄の規定を新設する民事訴訟法などの改正が行われ、<sup>(3)</sup>2018年には人事訴訟法・家事事件手続法等の改正もなされ、<sup>(4)</sup>国際裁判管轄法制が整備された。

韓国では、1962年に「涉外私法」<sup>(5)</sup>が制定されて以来、実質的な内容の改正は行われず、そのまま施行されてきたが、2001年に従前の「涉外私法」を全部改正し、「国際私法」へ名称を変更した。<sup>(6)</sup>この際、立法者がすでに国際的に議論が成熟した準拠法の部分は詳細な規定を設けたが、当時、国際的な議論が進展している国際裁判管轄の部分については過渡的な措置として、国際裁判管轄決定の一般原則（第2条）を規定することにし、「実質的関連性」（第2条）を定めるのみであった。

その後、2022年1月4日全部改正（法律第18670号、同年7月5日施行）により国際私法は、国際裁判管轄を判断する際における実質的判断基準が具体化され、総則及び各則など35か条の規定が新設された。すなわち、国際裁判管轄決定の一般原則である「実質的関連性」の判断基準を具体化し、一般管轄及び事務所・営業所所在地等の特別管轄、反訴・合意・応訴・専属管轄など国際裁判管轄に関する総則規定を新設し、債

---

管轄、準拠法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月18日の理事会規則(EC)4/2009（扶養規則）、「相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書」の導入に関する2012年7月4日の欧州議会及び理事会規則(EU)650/2012（相続規則）などがある。

- (3) 2011（平成23）年4月28日「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成23年法律第36号）」が第177回国会（常会）において成立し、平成24年4月1日から施行された。主に民事訴訟法上の一部を改正して国際的要素を有する財産権上の訴えについて国際裁判管轄の規定が新設された。
- (4) 2018（平成30）年4月18日「人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成30年法律第20号）」が第196回国会（常会）において成立し、平成31年4月1日から施行された。人事訴訟事件及び家事事件における国際裁判管轄の規定が新設された。
- (5) 1962年1月15日制定、法律第966号、1962年1月15日施行。
- (6) 2001年4月7日全部改正、法律第6465号、2001年7月1日施行。

権、知識財産権、親族・相続、海商など、類型別事件に関する国際裁判管轄規定を導入し、法的安定性及び予測可能性を確保できるようにするものである。

本稿では、Ⅰでは韓国における2022年国際私法の改正経緯を述べ、Ⅱにおいて改正概要を検討する。Ⅲにおいて改正法の特徴を概観する。

## Ⅰ 改正経緯

2001年に従前の「涉外私法」を「国際私法」へ名称変更し、準拠法指定の原則につき全面的な改正（2001年4月7日全部改正、法律第6465号、2001年7月1日施行）が行われた当時において、同法第2条は国際裁判管轄について国際的な議論が進行中であったことの過渡期的措置としてそれに関する一般原則のみを規定するものであった。それ以降、国際裁判管轄に関する国際私法第2条の実質的関連の原則を具体化する立法の必要性が提起された。国際的な議論も成熟し、大法院の判例や外国の立法例が蓄積されるなか、韓国の国際私法に国際裁判管轄に関する詳細な規定が導入されないことから立法上のバランスが欠けている状態であり、また国際裁判管轄に関する予測可能性を高めるためにも改正案に関する研究が求められた。

これに国際私法学会を中心にハーグ裁判管轄条約案などに関する国際規範について研究がなされていたなか、2012年法務部から国際私法改正研究の依頼を受けて研究報告書が公刊され、引き続き法務部は2014年国際私法改正委員会を構成した<sup>(7)</sup>。2014年6月30日に第1回改正委員会が開

---

(7) 韓国の法務部は、国際私法分野の集積された判例と海外の立法例を反映し、最近のFTA締結による国際取引関係の変化などを考慮に入れる国際私法改正作業のために、改正事項を検討・審議する国際私法改正委員会の設置及び運営が必要となり、「法務部国際私法改正委員会運営指針」を制定した（法務部例規第1061号、2014年7月16日制定・施行）。<https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000004091>

## 資 料

催され、毎月1、2回ずつ2015年12月まで19回にかけて開催された。法律草案の課程で、2015年9月22日には日本の国際私法学会と、2015年10月31日には中国の国際私法学会などの専門学者と各共同学術大会が開催され、意見交換が行われた。同改正委員会は最終改正案について採択できずに終了したが、法務部は2017年改正作業を再開し、2018年2月26日公聴会を経て2018年11月23日、法律案を当時の第20代国会に提出したが廃棄され、2020年8月7日第21代国会に再提出し、「国際私法」全部改正法律案が2021年12月9日国会の本会議で通過した（法律第18670号、2022年1月4日全部改正、同年7月5日施行）。この改正により、従前は国際裁判管轄について1つの原則規定のみが定められていたが、新しい「国際私法」では総則及び各則など35か条の規定が新設され、国際私法の中に準拠法と国際裁判管轄の規則を定めることになった。

## II 改正概要

「2014年改正委員会の発足時において、改正すべき範囲は精緻した国際裁判管轄規定を新設することに主眼点を置き、準拠法に関する規定は管轄規定の新設により、必要不可欠な範囲内で最小限に改正するが、(i)国際紛争の効率的解決と国際管轄配分の理念を实践する立法、(ii)国際的に模範的な立法、(iii)「実質的関連の原則」に忠実する見地、(iv)中国、日本など隣接国の管轄規則との調和を図るという原則を設定した。法改正の基本方向として、(i)ハーグ国際裁判管轄合意条約など21世紀における最新の国際規範の反映、(ii)グローバル化・情報化に対応した立法、(iii)準拠法指定の規定に対応する管轄規定の設置、(iv)判例を反映するが不適切な判例の立法的是正及び(v)間接管轄基準の考慮<sup>(8)</sup>ということを定めた。」とされる。

---

(8) 孫京漢（国際私法改正委員会の委員長）「2021年の国際私法全面改正を歓迎して」法律新聞（2021年12月27日）<https://m.lawtimes.co.kr/Content/Opinion?>

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

上記のような原則のもとで、2001年国際私法における62か条のうち7つの条文を整備し、国際裁判管轄に関する35か条を新設した。改正法は、第1章総則（第1条から第23条まで）、第2章人（第24条から第30条まで）、第3章法律行為（第31条から第32条まで）、第4章物権（第33条から第37条まで）、第5章知識財産権（第38条から第40条まで）、第6章債権（第41条から第55条まで）、第7章親族（第56条から第75条まで）、第8章相続（第76条から第78条まで）、第9章手形・小切手（第79条から第88条まで）、第10章海商（第89条から第96条まで）、全96か条から構成される。改正法の主な内容は下記のとおりである。<sup>(9)</sup>

### 1. 国際裁判管轄決定基準の具体化

改正法第2条において国際裁判管轄の原則的基準である「実質的関連」の意味について、大法院判例<sup>(10)</sup>が示した「当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済」等の具体的基準を一般原則の規定に追加し、国際裁判管轄配分の理念につき国際裁判管轄の大原則が定められた。このように改正法は国際裁判管轄の一般原則（第2条）を設ける一方、精緻した

---

serial=175281

(9) 参考文献として、法務部の報道資料（2021年12月10日）<https://www.moj.go.kr/bbs/moj/182/554463/artclView.do>、石光現・2022年改正正国際私法解説『国際裁判管轄法』（博英社、2022年）、2022年年次学術大会資料集『新国際私法の施行による国際裁判管轄法制の課題』（2022年7月22日）など参照。

(10) ドメイン名称について国際私法が適用される事件ではないが、大法院2005年1月27日判決（2002タ59788）では、「国際裁判管轄を決定するに当たっては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期すという基本理念に従わなければならない。具体的には、訴訟当事者の公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益だけでなく、裁判の適正、迅速、効率および判決の実効性等の法院ないし国家の利益も一緒に考慮すべきであり、このような多様な利益のうちどのような利益を保護する必要があるかどうかは、個別の事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準として合理的に判断しなければならない。」とされる。

## 資 料

国際裁判管轄の規則を定めながら、例外的事情による国際裁判管轄権の不行使（第12条）を認める。

### 2. 国際裁判管轄の総則規定の新設

一般原則（第2条）、一般管轄（第3条）、事務所・営業所所在地等の特別管轄（第4条）、財産所在地の特別管轄（第5条）、関連事件の管轄（客観的併合、共同訴訟）（第6条）、反訴管轄（第7条）、合意管轄（第8条）、弁論管轄（第9条）、専属管轄（第10条）、国際的訴訟競合（第11条）、国際裁判管轄権の不行使（第12条）、適用除外（第13条）、保全処分<sup>(11)</sup>の管轄（第14条）と非訟事件の管轄（第15条）など総則13か条を新設した。

#### 1) 一般管轄

原告は被告の法廷地に従うとの原則に基づき、韓国の民事訴訟法の土地管轄<sup>(11)</sup>をも考慮し、改正法では一般管轄を定めるが、管轄原因として常居所を用いる。これは国際私法が準拠法決定の連結点として常居所を用いること<sup>(12)</sup>や国際裁判管轄規則の国際的整合性の観点から住所の代わりに常居所を管轄原因としたものである（第3条）。また法人または団体の場合には「主たる事務所」「営業所」「定款上の本拠地」「経営の中心地」そして「法人または団体の設立準拠法所属国」であることを基準に、韓国の法院による一般管轄が定められた。

一般管轄は訴訟事件・非訟事件についても適用されることになるが、このように一般管轄を拡大したことに伴い、国際裁判管轄権の不行使

---

(11) 韓国の民事訴訟法第2条、第3条及び第5条第1項参照。

(12) なお、韓国語では日常という意味を活かすため日常居所と定められた。立法過程においてはこの表現に反対する立場が強かったものの、立法化されたが、従来の常居所（habitual residence）と同じ意味である。

(第12条) がどのように適用されるかにつき見守りたい。

## 2) 事務所・営業所所在地または営業活動に基づく特別管轄

改正法では、「韓国に事務所・営業所がある人・法人又は団体に対する韓国にある事務所若しくは営業所の業務に関連する訴え」(第4条第1項)<sup>(13)</sup>について韓国の法院による特別管轄を認める。従前の大法院判例とは異なり、大法院2010年7月15日判決(2010タ18355)は、中国の客室乗務員の遺族が中国航空会社を相手に訴えた損害賠償請求事件において、韓国に営業所があることを含む様々な要素を考慮し、韓国の法院に国際裁判管轄を認めた。このような判例の態度をも考慮され、改正法では外国法人の支店業務に関連する訴えに対してのみ韓国の法院に国際裁判管轄が認められることで制限された。

また、改正法では「韓国で又は韓国に向けて継続的かつ組織的な事業若しくは営業活動をする人・法人又は団体に対して、その事業又は営業活動に関連がある訴え」(第4条第2項)について韓国の法院による特別管轄を認める。特にこれは電子商取引において被告の活動に基づく特別管轄の有無を判断することは重要である。改正法第4条第2項は韓国に向けて継続的かつ組織的な事業若しくは営業活動を求めるのに対して、消費者契約の管轄に関する改正法第42条は営業活動に基づく特別管轄として、「事業者が消費者の常居所地国に向けて広告による取引の勧誘等、職業又は営業活動である」ことを求め、継続的かつ組織的であることを必要とせず、消費者保護のため消費者の範囲を多かれ少なかれ拡大した。

---

(13) 大法院2000年6月9日判決(98タ35037)は信用状金額支払請求事件において民事訴訟法第5条に基づき一般管轄を認め、外国法人が韓国の国内に事務所、営業所または業務担当者の住所を有する場合には、原則として、その紛争が外国法人の韓国支店の営業に関するものでなくても、韓国の法院が管轄権を有すると判断した。これに対して、学界から強い批判があった。

### 3) 財産所在地の特別管轄

改正法は、「請求の目的又は担保の目的たる財産が韓国にある場合」、韓国の法院に特別管轄を認める（第5条第1号）。ここで財産が請求の目的または担保の目的である場合には被告の財産である必要はない。財産所在地の特別管轄につき補充性の原則を定めていないため、解釈論としては韓国の法院は一般管轄を有する場合にも、財産所在地の特別管轄を認められる。

さらに改正法は「差押えできる被告の財産が韓国にある場合」にも韓国の法院に特別管轄を認めるが（第5条第2号本文）、紛争になった事案が韓国と何の関係もないか若しくは僅少な関連しかない場合、又はその財産の価額が著しく少ない場合は除く（同号ただし書）。これは紛争となった事案が韓国と実質的関連があれば改正法第2条により韓国の法院が国際裁判管轄を有するので、改正法第5条第2号の趣旨は実質的関連性までは要求しないが、僅少な関連のみでは韓国の法院に管轄を認めるに足りないという意味であるとされる<sup>(14)</sup>。

大法院2019年6月13日判決（2016タ33752）<sup>(15)</sup>では、国際裁判管轄にお

---

(14) 石・前掲注（9）85頁以下参照。

(15) 同判決は「原告が訴えの提起時、被告の財産が大韓民国にある場合、大韓民国の法院に被告を相手に訴えを提起して勝訴判決を得れば直ちに執行して裁判の実効を収めることができる。このように被告の財産が大韓民国にあれば、当事者の権利救済や判決の実効性の側面から大韓民国の法院の国際裁判管轄権を認めることができる。しかし、その財産が偶然に大韓民国にある場合まで無条件に国際裁判管轄権を認めることは、被告に著しい不利益が発生する可能性がある。したがって、原告の請求が被告の財産と直接的な関係がない場合には、その財産が大韓民国にある経緯、財産の価額、原告の権利救済の必要性和判決の実効性等を考慮して国際裁判管轄権を判断しなければならない。予測可能性は、被告と法廷地との間で相当の関連があり法廷地の法院に訴えが提起されることについて合理的に予見できたかを基準に判断しなければならない。被告が大韓民国で生活基盤を持っているときまたは財産を取得して経済活動をするときには、大韓民国の法院に被告を相手に財産に関する訴えが提起されることが容易に予測できる。」と判



いて特別管轄を考慮する理由及び原告が訴えの提起時に被告の財産が韓国にあるが原告の請求と直接の関連がない場合、国際裁判管轄権を判断する方法について判断している。ここで大法院判決がいう「原告の請求が被告の財産と直接的な関連がある場合」とは、改正法がいう「請求の目的又は担保の目的である財産が韓国にある場合に相応する。また上記の大法院判決は僅少な関連という概念は用いていないが、①-1（僅少な関連のみがある場合）と①-2（僅少な関連よりは大きいですが、実質的関連には及ばない場合）を区別する基準を提示しようとする努力をした点においても意味がある。すなわち、この点において上記の大法院判決は改正法と趣旨を同じくするが、それよりもより広く許容するものである」とされる<sup>(16)</sup>。

改正法（第10章）第89条から第93条まではいずれも船舶の仮差押に基づき本案に対する管轄を認めている。

#### 4）関連事件の管轄：客観的併合と共同訴訟

改正法は財産事件における請求の客観的併合の一般原則として「相互に密接な関連がある数個の請求」であることを要求し（第6条第1項）、一定の家事事件に対する特則を設けた。すなわち婚姻関係事件、親子関係事件、養子縁組事件、親子間の関係事件、扶養関係事件及び後見関係事件の主たる請求に対して管轄を有する法院に付随的請求に対する管轄を認めるものであり（第6条第3項）、その反対の場合には関連管轄を認めない（第6条第4項）。

主観的併合については法廷地がある被告の常居所地国の法院であり、その被告に対する請求と他の共同被告に対する請求との間に密接な関連があり、矛盾した裁判の危険を避ける必要がある場合にのみ、他の被告

---

示した。

(16) 石・前掲注（9）86頁以下参照。

## 資 料

に対して法院に国際裁判管轄を認める（第6条第2項）。

### 5) 反訴管轄

改正法は、民事訴訟法第269条第1項の土地管轄規則を国際裁判管轄規則として受け入れながらも、その要件を少し強化し、単なる関連ではなく、「密接な」関連があることを要求する（第7条）。但し、反訴の目的である請求が外国の法院の専属管轄に属する場合には、この限りでない（第10条第2項）。

### 6) 合意管轄

改正法は管轄合意により韓国が国際裁判管轄を有する場合だけでなく、外国の法院が管轄を有する場合も規律するが、外国の法院のための専属的国際裁判管轄合意のみを規律する（第8条第5項）。管轄合意の有効要件、方式と効力は法廷地法によることになり、管轄合意の有効性の準拠法について合意管轄を付与する国家の法律（その国家の国際私法を含む）であることを明示した（総括指定）。

改正法は管轄合意の無効事由として、合意管轄の付与国法により管轄合意が効力がない場合、管轄合意の当事者の無能力、合意の対象となる訴えが合意管轄付与国の国際裁判管轄に専属する場合、合意の効力を認めると法廷地国の善良な風俗又はその他の社会秩序に明白に違反する場合が挙げられる（第8条第1項）。管轄合意の方式としては、書面は電報、電信、ファックス、電子メール又はその他の通信手段により交換された電子的意思表示を含むものと定める（第8条第2項）。合意で定められる管轄は、専属的なものと推定する（第8条第3項）。外国の法院を選択する専属的管轄合意がある場合には、原則として韓国の法院は原則的に訴えを却下しなければならない（第8条第5項）。これは当事者に国際裁判管轄権の変更を認めるものであるため、韓国の法院は管轄を有（甲南法学'23）63-3・4-140（238）

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

しないからである。しかしこれについては例外が認められる（第8条第1項、第9条など）。管轄合意条項を含む主たる契約の中で他の条項の効力は管轄合意条項の効力に影響を及ぼさないことを定め、管轄条項の独立性を明示した（第8条第4項）。

消費者契約（第42条）と勤労契約（第43条）との関係において管轄合意について従前の国際私法と同様に改正法第8条に対する特則が設けられた。

### 7) 弁論管轄（応訴管轄）

改正法は、被告が国際裁判管轄を有しないと主張せず、本案に対して弁論するか又は弁論準備期日で陳述すれば、法院にその事件に対する管轄を認める（第9条）。当事者の間で外国の法院に専属的管轄合意があっても被告が法廷地たる韓国の法院に出席して本案に関して弁論するときは、弁論管轄が発生する（第8条第5項）ため、弁論管轄が管轄合意に優先して適用されることとなる。一方、韓国の法令又は条約により外国に専属管轄が認められる場合には、このような要件が満たされても、韓国の弁論管轄は発生しない（第10条第2項）。

消費者契約と勤労契約の場合においても、本案に対して被告である消費者と勤労者から異議のない弁論があれば、弁論管轄が発生する。

### 8) 専属管轄

専属管轄規則として、改正法は、公的帳簿の登記又は登録に関する訴え、法人又は団体の設立無効、解散若しくはその機関の決議の有効又は無効に関する訴え、不動産の物権又は登記された賃貸借を目的とする訴え、登録知識財産権の成立、有効性若しくは消滅に関する訴え、韓国で裁判の執行をしようとする場合におけるその執行に関する訴えについて、韓国の専属管轄を明示する（第10条第1項第1号から第5号まで）。

## 資 料

改正法は「公的帳簿の登記又は登録に関する訴え」（第10条第1項第1号）とは別個で「登録知識財産権の成立、有効性若しくは消滅に関する訴え」を定めている（同第4号）ため、知識財産権の登録に関する訴えは後者に該当せず、前者に含まれることになりうるが、大法院2011年4月28日判決（2009タ19093）<sup>(18)</sup>は登録知識財産権の移転及び処分が契約によるものである場合には例外を認めている。このように専属管轄に属する事項が契約上の義務である場合（同第1号ただし書）、専属管轄に属する事項が先決問題として提起された場合（第10条第3項）には専属管轄の例外となる。

---

(17) 改正法は、知識財産権の成立、有効性又は消滅に関する訴えに関しては、登録若しくは寄託により創設される知識財産権が韓国に登録されているか又は登録が申請された場合には、韓国の法院に専属管轄を認めるが、先決問題の場合は例外とする（第10条第1項第4号及び第3項）。

知識財産権の譲渡、担保権の設定、使用許諾等の契約に関する訴えは管轄を拡大し、知識財産権が韓国で保護されるか又は使用若しくは行使される場合、又は知識財産権に関する権利が韓国で登録される場合に韓国の法院は国際裁判管轄を有する（第38条第1項）。

改正法は、知識財産権事件において韓国の法院による国際裁判管轄を拡大した（第39条）。知識財産権の侵害に関する訴えは、侵害行為を韓国でした場合、侵害の結果が韓国で発生した場合及び侵害行為を韓国に向けてした場合、韓国で発生した結果に限り、韓国の法院は国際裁判管轄を有する（第39条第1項）。これにもかかわらず、知識財産権に対する主たる侵害行為が韓国で起きた場合には、外国で発生する結果を含めて侵害行為によるすべての結果に関する訴えを韓国の法院に提起することができる（第39条第3項）。

(18) 同判決は、LG ディスプレイ事件において、特許権は登録国法により発生する権利であり、法院は他の国家の特許権の付与行為とその行為の有効性について判断することができないため、登録を要する特許権の成立に関するものであるか又は有効・無効又は取消し等を求める訴えは、一般的に登録国または登録が請求された国家の法院の専属管轄とみなすことができると判示した。また大法院2018年6月21日全員合議体判決（2015タ1454）においても、AMERICAN UNIVERSITY に対して韓国でサービス表の登録出願ができるかにつき争われ、同趣旨が認められた。

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

専属管轄が認められる場合、一部の管轄規則は適用されない。すなわち、改正法は、韓国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、外国の法院の国際裁判管轄に専属する訴えについては、韓国の一般管轄（第3条）、事務所・営業所所在地等の特別管轄（第4条）、財産所在地の特別管轄（第5条）、関連事件の管轄（第6条）、反訴管轄（第7条）と弁論管轄（第9条）を適用しないことを明示的に定める（第10条第2項）。

### 9) 国際的訴訟競合

改正法は外国の法院に前訴が係属する場合のみを想定し、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を制限的に受け入れ、外国判決の承認・執行の局面ではなく、国際裁判管轄の局面で国際的訴訟競合を扱うことで、基本的には前訴を尊重する優先主義と承認予測説を結合し、さらにフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を加えたものである（第11条<sup>(19)</sup>）。

国際的訴訟競合の要件としては、前訴が外国の法院に係属中であり、後訴が韓国の法院に提起されること、当事者の同一性、訴訟物の同一性、外国裁判が韓国で積極的な承認予測となることが要求される（第11条第1項）。

改正法は承認予測説に従うことであるが、韓国の法院で裁判することが外国の法院で裁判するよりも、より適切であることが明白な場合には国際的訴訟競合として取り扱わない（第11条第1項第2号）。また専属的国際裁判管轄合意により韓国の法院に国際裁判管轄がある場合には国際的訴訟競合の法理は適用されない（同第1号）。

国際的訴訟競合の要件が満たされる場合には改正法第11条第1項各号の例外事由がない限り、韓国の法院は職権又は当事者の申請により、決定で、訴訟手続を中止することができる。この場合には、国際裁判管轄

---

(19) 石・前掲注(9) 154頁以下参照。

## 資 料

権の不行使（第12条）とは異なって、訴えを却下することができない。当事者は、韓国の法院による中止決定に対しては、即時抗告をすることができる（第11条第2項）。法院は、韓国の法令又は条約による承認要件を備えた外国の裁判がある場合、同一の当事者間にその裁判と同一の訴えが法院に提起されたときには、その訴えを却下しなければならない（第11条第3項）。「承認予測に従って後訴を却下すべきであるとの見解が有力であったが、承認予測の不確実性を考慮して訴訟手続を中止するアプローチが採られたことを想起すれば、外国の判決が提出され、承認要件の具備が確定した以上、後訴を却下することで国際的訴訟競合の<sup>(20)</sup>独自の規範体系を構築できる」とされる。

外国法院が本案に対する裁判をするために必要な措置をしない場合、又は外国法院が合理的な期間内に本案に関して裁判を宣告しないか若しくは宣告しないと予想される場合に、当事者の申請があれば、法院は第1項によって中止された事件の審理を継続することができる（第11条第4項）。改正法では訴訟の前後関係を判断するにあたっては訴えの提起時を標準とする（第11条第5項）。

### 10) 例外的事情による国際裁判管轄権の不行使

改正法は英米式のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を受け入れ、第2条において国際裁判管轄の有無のみを規定し、その国際裁判管轄権を行使するか否かは第12条によることとなる。

かつて大法院判例が採用していた特別事情論は特別の事情があれば管轄の存在自体を否定することで国際裁判管轄の有無のみを判断するのに対して、改正法におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理は国際裁判管轄の有無の判断と行使の可否について判断することで、例外的な事情がある場合には韓国の法院の管轄を否定するのではなく、国際裁

---

(20) 石・前掲注(9) 162頁以下参照。

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

判管轄があるにもかかわらず、その管轄権を行使しないことで、両者の相違が見られる。<sup>(21)</sup>

改正法では、「法院が国際裁判管轄を有する場合にも、法院が国際裁判管轄権を行使するには不適切であり、国際裁判管轄を有する外国法院が紛争を解決するのにより適切であるという例外的な事情が明白に存在するときには、被告の申請により、法院は、本案に関する最初の弁論期日又は弁論準備期日まで、訴訟手続を決定で中止するか又は訴えを却下することができる。ただし、当事者が合意した国際裁判管轄を法院が有する場合には、この限りでない。」(第12条第1項)。

したがって法院がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を適用するためには、「①国際私法により法院に国際裁判管轄があること、②外国に国際裁判管轄を有する代替法廷地があること、③(国際裁判管轄に関連する事案のすべての事情を考慮するとき)韓国の法院が国際裁判管轄権を行使することが適切ではなく、当該外国の法院が紛争を解決するのにより適切であること、そのような例外的事情が明白に存在すること、⑤本案に関する最初の弁論期日又は弁論準備期日以前に被告の申請があること、そして⑥法院が当事者の合意により管轄を有する場合ではないこと<sup>(22)</sup>という要件をすべて備えなければならない。」とされる。

これらの要件が備えれば、法院は、決定により訴訟手続を中止するか

---

(21) 「2001年には国際私法で抽象的な一般原則だけを宣言したので、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理がなくても問題がなかったと見られる余地があるが、改正法の下では精緻した国際裁判管轄規則を導入しながら一般管轄を拡大し、被告の活動に基づく特別管轄を新たに導入し、消費者契約における特別管轄を以前より拡張し、家事事件(家事訴訟事件と家事非訴事件)についても様々な裁判管轄規則を導入し、国際裁判管轄の競合が生じる可能性が大きくなると予想されるため、個別の事件において具体的な妥当性を達成するために法院が裁量権を通じて柔軟性を発揮できるようにする実践的な必要性が大きくなったため、事情が変わったといえる。」とされる。石・前掲注(9)172頁以下参照。

(22) 石・前掲注(9)174頁以下参照。

## 資 料

又は訴えを却下することができ、原告は裁判所の決定に対して即時抗告することができる（第12条第1項、第3項）。法院は、訴訟手続を中止するか又は訴えを却下する決定に先立って被告の申請を争うことができるように原告に陳述する機会を与えなければならない（第12条第2項）。

### 11) 家事事件等における合意管轄と弁論管轄の適用除外

国際裁判管轄の総則規定の中で特に合意管轄と弁論管轄に関する規定は、家事事件には適切ではないという見解が支配的であった。<sup>(23)</sup> 改正法は第24条（失踪宣告等の事件）、第56条から第59条まで、第61条、第62条（第56条以下第62条までは親族に関する第7章第1節の条文である）、第76条第4項（遺言に関する事件）及び第89条（船舶所有者等の責任制限事件）により国際裁判管轄が定められる事件には、第8条（合意管轄）及び第9条（弁論管轄）を適用しない（第13条）。

### 12) 保全処分の管轄

改正法は、保全処分に対しては、法院が本案に関する国際裁判管轄を有する場合、保全処分の対象となる財産が韓国にある場合、法院は国際裁判管轄を有することを明示する（第14条第1項）。

これに加え、当事者は、緊急に必要な場合には、韓国でのみ効力を有する保全処分を法院に申請することができる<sup>(24)</sup>（第14条第2項）。

---

(23) 石・前掲注（9）184頁以下参照。

(24) 例えば、ハーグ国際私法会議の199保護条約が原則的に子の常居所地国の管轄を規定しながらも、緊急な場合には子の財産所在地国が保護措置を取ることができる管轄を認めており（第11条）、当該国でのみ効力を有する一時的命令のための管轄（第12条第1項）を明示し、また2000年成年者保護条約（第11条第1項）も、成年者又はその財産所在地の締約国に該国でのみ効力を有する一時的命令のための管轄を認める点を考慮して規定を置くことにしたとされる。石・前掲注（9）186頁以下参照。



### 13) 非訟事件の国際裁判管轄

改正法は非訟事件においても訴訟事件と同様に原則として準拠法規則とは別個に国際裁判管轄規則を導入した。失踪宣告事件、親族及び相続事件等については特則を設ける一方、その他の事件に関しては性質に反しない範囲で、総則規定（第2条ないし第14条）を準用する（第15条<sup>(25)</sup>）。

財産関係の非訟事件について、改正法は船舶所有者等の責任制限に関する事件の管轄規定のみを置くこととなった。また、調停事件のうち、家事調停事件と相続に関する事件についての管轄のみを設けることとなった（第62条<sup>(26)</sup>、第76条第5項）。

### 14) 緊极管轄

改正法に緊极管轄を明示する条文を設けることが検討されたものの、最終的には見送られた。個々の条文でこれらの要素をまったく考慮していないわけではないが、一般条項として緊极管轄を規定しないこととなった<sup>(27)</sup>。緊极管轄の規定がなくても必要な場合には改正法第2条などに基つき緊极管轄を認める余地があるといえよう。

---

(25) 非訟事件は様々な種類の紛争があり、精緻した国際裁判管轄規則を成案することに現実的限界があり、また非訟事件に関する先行研究も十分ではないため、「委員会は、結局、家事事件と相続事件以外の事件（すなわち財産法上の事件）に関しては、各章で「訴え」を中心に特別管轄を規定し、性質に反しない範囲内でそして別途の規定がある場合を除き、これを非訟事件に準用する旨を総則で明示するのに対し、家事事件の場合には訴訟事件と非訟事件をまとめて、「事件」を中心に規定することにより、非訟事件の国際裁判管轄規則も直接規定することにした。」とされる。石・前掲注（9）190頁以下参照。

(26) 非訟事件の管轄に関して多くの議論はあったが、今回の改正法に新設されなかった事件については今後の立法的課題となったといえよう。

(27) 石・前掲注（9）196頁以下参照。

### 3. 国際裁判管轄の各則規定の新設

失踪宣告等事件、法人等の社員に関する訴え、知識財産権の契約及び侵害に関する訴え、契約及び不法行為に関する訴え、親族・相続に関する事件、手形・小切手に関する訴え、海商事件など、事件類型別に特別管轄規定の20か条を新設し、2か条を整備した。

## Ⅲ 改正法の特徴

### 1. 国際裁判管轄法制の立法形式

改正前の国際私法の中に法律関係ごとに準拠法に関する規則がある一方、一般的な原則として国際裁判管轄、消費者契約や勤労契約について国際裁判管轄の規則が一部定められていたこともあり、今回の改正は、国際私法という法律の改正により国際裁判管轄に関する法整備が行われた。同一の事件について国際裁判管轄と準拠法を一緒に定められることで、類似の事件においても有機的な関連性を考慮し、解決できることが期待される。法律を適用する観点からは国民にとってよりわかりやすくなったといえよう。

### 2. 国際裁判管轄の規律体系

改正法では第1章総則の中に、従前の国際裁判管轄に関する規定第2条において「一般原則（第2条）」を改正し、13か条を新設し、各則においても改正前の単位法律関係についての準拠法規則に加え、精緻した国際裁判管轄の規定を導入することになった。より体系的に国際裁判管轄規則を定めることで法的安定性と予測可能性を測ることができよう。

このように改正法は国際裁判管轄の一般原則（第2条）を設ける一方、精緻した国際裁判管轄規則をおくことで法院の判断を制御でき、一定の範囲において例外的事情による国際裁判管轄権の不行使（第12条）を認めることで管轄権行使の範囲を制限することができ、個別事件における（甲南法学'23）63-3・4-148（246）

具体的妥当性を測ることが期待される。

### 3. 国際条約と立法例の反映

2001年国際私法の改正以降、国際裁判管轄に関する立法作業化への長い道のりにおいて、国際条約と外国の立法例につき様々な検討がなされ、立法過程において反映され、また国際的整合性の観点から解釈論として重要な方向性を示しているといえよう。

例えば、ブリュッセル条約、ブリュッセル I、ブリュッセル I a 規則、ブリュッセル II a 規則など EU 扶養規則、EU 相続規則、夫婦財産制規則など、ハーグ国際私法会議の1999年予備草案と2001年修正案及び管轄合意条約、ALI 原則、UNIDROIT 国際民事訴訟原則、知的財産権に関する国際私法原則 (CLIP)、1999年の船舶のアレストに関する国際条約、1952年の船舶衝突に対する民事裁判管轄に関する国際条約、スイス連邦国際私法、ドイツの民事訴訟法、失踪法、家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律、日本の民事訴訟法、民事保全法、人事訴訟法、家事事件手続法などが挙げられる。

### 4. 外国から韓国に向けた行為に対する韓国の法院による国際裁判管轄の拡大

改正法は韓国に向けて活動等について韓国の法院による特別管轄を認める。すなわち、韓国に向けて継続的かつ組織的な事業若しくは営業活動に基づく特別管轄 (第4条第2項)、知識財産権に対する主たる侵害行為が韓国で起きた場合には、外国で発生する結果を含めて侵害行為によるすべての結果に関する訴えの特別管轄 (第39条第1項第3号)、不法行為が韓国に向けて行われる場合に関する訴えの特別管轄 (第44条) を認める。

## おわりに

2022年に全部改正された韓国の国際私法は国際裁判管轄については最新の立法内容となっている一方、準拠法規則については2001年の改正のままであることから、具体的事件において国際裁判管轄と準拠法規則についてそれぞれの立法趣旨の相関性を検討する必要があるといえよう。国際的整合性の観点において準拠法の側面から改正の必要性を検討すべきである。

また伝統的な法理論の解決方法に加え、現在のデジタル社会が抱えている国境を越える法律関係の諸問題などにも解決できるような方法論が模索できることが今後の立法的課題であるといえよう。なお、韓国における新しい国際裁判管轄の総則規定の解釈論を含め、各則規定の改正概要及びその解釈論については紙幅との関係で別の機会に委ねたい。

---

## 国際私法

[二〇二二年七月五日施行] [法律第一八六七〇号、二〇二二年一月四日全部改正]

### 第一章 総則

#### 第一節 目的

**第一条（目的）** この法律は、外国に関連する要素がある法律関係に関し  
(甲南法学'23) 63-3・4-150 (248)

て、国際裁判管轄と準拠法を定めることを目的とする。

## 第二節 国際裁判管轄

**第二条（一般原則）** ①大韓民国の法院（以下「法院」という。）は、当事者又は紛争になった事案が大韓民国と実質的に関連がある場合に、国際裁判管轄権を有する。この場合、法院は、実質的関連の有無を判断するときに、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を図るという国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。

②この法律若しくはその他の大韓民国の法令又は条約に国際裁判管轄に関する規定がない場合、法院は、国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断しなければならない。第一項の趣旨に照らして、国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

**第三条（一般管轄）** ①大韓民国に日常居所（habitual residence）がある人に対する訴えに関しては、法院は国際裁判管轄を有する。日常居所がどの国家にもないか又は日常居所が知れない人の居所が大韓民国にある場合にも、また同様である。

②第一項にもかかわらず、大使・公使、その他に外国の裁判権行使の対象から除外される大韓民国国民に対する訴えに関しては、法院は国際裁判管轄を有する。

③主たる事務所・営業所若しくは定款上の本拠地や経営の中心地が大韓民国にある法人又は団体と、大韓民国法により設立された法人又は団体に対する訴えに関しては、法院は国際裁判管轄を有する。

**第四条（事務所・営業所所在地等の特別管轄）** ①大韓民国に事務所・営業所がある人・法人又は団体に対する大韓民国にある事務所若しくは営

## 資 料

業所の業務に関連する訴えは、法院に提起することができる。

②大韓民国で又は大韓民国に向けて継続的かつ組織的な事業若しくは営業活動をする人・法人又は団体に対して、その事業又は営業活動に関連がある訴えは、法院に提起することができる。

**第五条（財産所在地の特別管轄）** 財産権に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に提起することができる。

- 一 請求の目的又は担保の目的たる財産が大韓民国にある場合
- 二 差押えできる被告の財産が大韓民国にある場合。ただし、紛争になった事案が大韓民国と何の関係もないか若しくは僅少な関連しかない場合、又はその財産の価額が著しく少ない場合は除外する。

**第六条（関連事件の管轄）** ①相互に密接な関連がある数個の請求のうちの一つに対して、法院が国際裁判管轄を有すれば、その数個の請求を一つの訴えで、法院に提起することができる。

②共同被告のうち一人の被告に対して法院が第三条による一般管轄を有するときには、その被告に対する請求と他の共同被告に対する請求との間に密接な関連があり、矛盾した裁判の危険を避ける必要がある場合にのみ、共同被告に対する訴えを一つの訴えで法院に提起することができる。

③次の各号の事件の主たる請求に対して、第五十六条から第六十一条までの規定によって法院が国際裁判管轄を有する場合には、親権者・養育者の指定、扶養料の支払等、当該主たる請求に付随する付随的請求に対しても、法院に訴えを提起することができる。

- 一 婚姻関係事件
- 二 親生子関係事件
- 三 養子縁組事件

四 親子間の関係事件

五 扶養関係事件

六 後見関係事件

④第三項各号による事件の主たる請求に付随する付随的請求に対してのみ、法院が国際裁判管轄を有する場合には、その主たる請求に対する訴えを法院に提起することができない。

**第七条（反訴管轄）** 本訴に対して法院が国際裁判管轄を有し、訴訟手続を著しく遅延させない場合、被告は本訴の請求又は防御方法と密接な関連がある請求を目的とする反訴を、本訴が係属する法院に提起することができる。

**第八条（合意管轄）** ①当事者は、一定の法律関係に因る訴えに関して、国際裁判管轄の合意（以下本条において「合意」という。）をすることができる。ただし、合意が次の各号のいずれかに該当する場合には、効力を有しない。

一 合意により国際裁判管轄を有する国家の法（準拠法の指定に関する法規を含む。）によるとき、その合意が効力を有しない場合

二 合意をした当事者が合意する能力を有しなかった場合

三 大韓民国の法令又は条約によるとき、合意の対象となる訴えが、合意で定めた国家ではない他の国家の国際裁判管轄に専属する場合

四 合意の効力を認めると、訴えが係属する国家の善良な風俗又はその他の社会秩序に明白に違反する場合

②合意は、書面〔電報、電信、ファックス、電子メール又はその他の通信手段により交換された電子的意思表示を含む。〕とする。

③合意で定められる管轄は、専属的なものと推定する。

④合意が当事者間の契約条項の形式となっている場合、契約中の他の条

## 資 料

項の効力は合意条項の効力に影響を及ぼさない。

⑤当事者間に一定の法律関係による訴えに関して、外国法院を選択する専属的合意がある場合、法院にその訴えが提起されたときには、法院は、当該の訴えを却下しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 合意が第一項各号の事由で効力を有しない場合
- 二 第九条によって弁論管轄が発生する場合
- 三 合意により国際裁判管轄を有する国家の法院が事件を審理しないことにする場合
- 四 合意が正しく履行できない明白な事情がある場合

**第九条（弁論管轄）** 被告が国際裁判管轄を有しないと主張せず、本案に対して弁論するか又は弁論準備期日で陳述すれば、法院はその事件に対する国際裁判管轄を有する。

**第十条（専属管轄）** ①次の各号の訴えは、法院にのみ提起することができる。

- 一 大韓民国の公的帳簿の登記又は登録に関する訴え。ただし、当事者間の契約による移転又はその他の処分に関する訴えであって登記又は登録の履行を請求する場合は除外する。
- 二 大韓民国の法令により設立された法人又は団体の設立無効、解散若しくはその機関の決議の有効又は無効に関する訴え
- 三 大韓民国にある不動産の物権に関する訴え又は不動産の使用を目的とする権利として公的帳簿に登記若しくは登録されたことに関する訴え
- 四 登録若しくは寄託により創設される知識財産権が大韓民国に登録されているか又は登録が申請された場合、その知識財産権の成立、有効性若しくは消滅に関する訴え



韓国の新しい国際裁判管轄について

五 大韓民国で裁判の執行をしようとする場合、その執行に関する訴え

②大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、外国法院の国際裁判管轄に専属する訴えに対しては、第三条から第七条まで及び第九条を適用しない。

③第一項各号によって法院の専属管轄に属する事項が他の訴えの先決問題となる場合には、第一項を適用しない。

**第十一条（国際的訴訟競合）** ①同一の当事者間に外国法院に係属中の事件と同一の訴えが法院に再び提起された場合に、外国法院の裁判が大韓民国で承認されると予想されるときには、法院は職権又は当事者の申請により、決定で、訴訟手続を中止することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 専属的国際裁判管轄の合意により法院が国際裁判管轄を有する場合  
二 法院で当該事件を裁判することが、外国法院で裁判するよりも、より適切であることが明白な場合

②当事者は、第一項による法院の中止決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③法院は、大韓民国の法令又は条約による承認要件を備えた外国の裁判がある場合、同一の当事者間にその裁判と同一の訴えが法院に提起されたときには、その訴えを却下しなければならない。

④外国法院が本案に対する裁判をするために必要な措置をしない場合、又は外国法院が合理的な期間内に本案に関して裁判を宣告しないか若しくは宣告しないと予想される場合に、当事者の申請があれば、法院は第一項によって中止された事件の審理を継続することができる。

⑤第一項によって訴訟手続を中止するか否かを決定する場合、訴えの先後は、訴えを提起したときを基準とする。

## 資 料

**第十二条（国際裁判管轄権の不行使）** ①この法律により法院が国際裁判管轄を有する場合にも、法院が国際裁判管轄権を行使するには不適切であり、国際裁判管轄を有する外国法院が紛争を解決するのにより適切であるという例外的な事情が明白に存在するときには、被告の申請により、法院は、本案に関する最初の弁論期日又は弁論準備期日まで、訴訟手続を決定で中止するか又は訴えを却下することができる。ただし、当事者が合意した国際裁判管轄を法院が有する場合には、この限りでない。

②第一項本文の場合、法院は、訴訟手続を中止するか又は訴えを却下する前に、原告に陳述する機会を与えなければならない。

③当事者は、第一項による法院の中止決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**第十三条（適用除外）** 第二十四条、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第七十六条第四項及び第八十九条によって、国際裁判管轄が定められる事件には、第八条及び第九条を適用しない。

**第十四条（保全処分の管轄）** ①保全処分に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

一 法院が本案に関する国際裁判管轄を有する場合

二 保全処分の対象となる財産が大韓民国にある場合

②第一項にもかかわらず、当事者は、緊急に必要な場合には、大韓民国でのみ効力を有する保全処分を法院に申請することができる。

**第十五条（非訟事件の管轄）** ①非訟事件の国際裁判管轄に関しては、性質に反しない範囲で、第二条から第十四条までの規定を準用する。

②非訟事件の国際裁判管轄は、次の各号の区分により、当該規定で定めるところによる。

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

- 一 失踪宣告等に関する事件：第二十四条
  - 二 親族関係に関する事件：第五十六条から第六十一条まで
  - 三 相続及び遺言に関する事件：第七十六条
  - 四 船舶所有者等の責任制限に関する事件：第八十九条
- ③第二項各号で規定する場合のほか、個別非訟事件の管轄に関してこの法律に他の規定がない場合には、第二条による。

### 第三節 準拠法

**第十六条（本国法）** ①当事者の本国法によるべき場合に、当事者が二つ以上の国籍を有するときには、それと最も密接な関連がある国家の法をその本国法と定める。ただし、国籍のうち一つが大韓民国である場合には、大韓民国法を本国法とする。

②当事者が国籍を有しないか又は当事者の国籍が知れない場合には、その日常居所がある国家の法〔以下「日常居所地法」という。〕により、日常居所が知れない場合には、その居所がある国家の法による。

③当事者が地域により法を異にする国家の国籍を有する場合には、その国家の法選択規定によって指定される法により、そのような規定がない場合には、当事者と最も密接な関連がある地域の法による。

**第十七条（日常居所地法）** 当事者の日常居所地法によるべき場合に、当事者の日常居所が知れない場合には、その居所がある国家の法による。

**第十八条（外国法の適用）** 法院は、この法律により準拠法として定められる外国法の内容を職権で調査・適用しなければならず、このために当事者に協力を要求することができる。

## 資 料

**第十九条（準拠法の範囲）** この法律により準拠法として指定される外国法の規定は、公法的性格があるという理由のみで、適用が排除されない。

**第二十条（大韓民国法の強行的適用）** 立法目的に照らして、準拠法に関係なく、当該法律関係に適用されるべき大韓民国の強行規定は、この法律により外国法が準拠法として指定される場合にも適用する。

**第二十一条（準拠法指定の例外）** ①この法律により指定された準拠法が、当該法律関係と僅少な関連があるだけであり、その法律関係と最も密接な関連がある他の国家の法が明白に存在する場合には、その他の国家の法による。

②当事者が合意により準拠法を選択する場合には、第一項を適用しない。

**第二十二条（外国法による大韓民国法の適用）** ①この法律により外国法が準拠法として指定された場合に、その国家の法によって大韓民国法が適用されるべきときには、大韓民国の法（準拠法の指定に関する法規は除く。）による。

②次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項を適用しない。

- 一 当事者が合意で準拠法を選択する場合
- 二 この法律により契約の準拠法が指定される場合
- 三 第七十三条によって扶養の準拠法が指定される場合
- 四 第七十八条第三項によって遺言の方式の準拠法が指定される場合
- 五 第九十四条によって船籍国法が指定される場合
- 六 その他に第一項を適用することがこの法律の準拠法指定趣旨に反する場合

**第二十三条（社会秩序に反する外国法の規定）** 外国法によるべき場合に、

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

その規定の適用が大韓民国の善良な風俗又はその他の社会秩序に明白に違反するときには、その規定を適用しない。

## 第二章 人

### 第一節 国際裁判管轄

**第二十四条（失踪宣告等事件の特別管轄）** ①失踪宣告に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 不在者が大韓民国国民である場合
- 二 不在者の最後の日常居所が大韓民国にある場合
- 三 不在者の財産が大韓民国にあるか、又は大韓民国法によるべき法律関係がある場合。ただし、その財産及び法律関係に関する部分に限定する。
- 四 その他に正当な事由がある場合

②不在者財産管理に関する事件に対しては、不在者の最終の日常居所又は財産が大韓民国にある場合、法院は国際裁判管轄を有する。

**第二十五条（社員等に対する訴えの特別管轄）** 法院が第三条第三項による国際裁判管轄を有する場合、次の各号の訴えは法院に提起することができる。

- 一 法人又は団体がその社員若しくは社員であった者に対して訴えを提起する場合であって、その訴えが社員の資格によるものである場合
- 二 法人又は団体の社員が他の社員若しくは社員であった者に対して訴えを提起する場合であって、その訴えが社員の資格によるものである場合

## 資 料

三 法人又は団体の社員であった者が法人・団体の社員に対して訴えを提起する場合であって、その訴えが社員の資格によるものである場合

### 第二節 準拠法

**第二十六条（権利能力）** 人の権利能力は、その本国法による。

**第二十七条（失踪及び不在）** ①失踪宣告及び不在者財産管理は、失踪者又は不在者の本国法による。

②第一項にもかかわらず、外国人に対して法院が失踪宣告やその取消又は不在者財産管理の裁判をする場合には、大韓民国法による。

**第二十八条（行為能力）** ①人の行為能力は、その本国法による。行為能力が婚姻によって拡大される場合も同様である。

②既に取得した行為能力は、国籍の変更により、喪失又は制限されない。

**第二十九条（取引保護）** ①法律行為をした者と相手方が法律行為の成立当時、同一の国家に在る場合に、その行為者がその本国法によれば無能力者であっても、法律行為があった国家の法によって能力者であるときには、その無能力を主張することができない。ただし、相手方が法律行為当時、その無能力を知ったか又は知ることができた場合には、この限りでない。

②第一項は、親族法又は相続法の規定による法律行為及び行為地以外の国家にある不動産に関する法律行為には、これを適用しない。

**第三十条（法人及び団体）** 法人又は団体は、その設立の準拠法による。ただし、外国で設立された法人又は団体が、大韓民国に主たる事務所が  
(甲南法学'23) 63-3・4-160 (258)

あるか又は大韓民国で主たる事業をする場合には、大韓民国法による。

### 第三章 法律行為

**第三十一条（法律行為の方式）** ①法律行為の方式は、その行為の準拠法による。

②行為地法によってした法律行為の方式は、第一項にもかかわらず有効である。

③当事者が契約締結時、互いに異なる国家に在るときには、その国家のうちいずれかの国家の法で定める法律行為の方式によることができる。

④代理人による法律行為の場合には、代理人が在る国家を基準に行為地法を定める。

⑤第二項から第四項までの規定は、物権又はその他に登記すべき権利を設定又は処分する法律行為の方式には適用しない。

**第三十二条（任意代理）** ①本人と代理人との関係は、当事者間の法律関係の準拠法による。

②代理人の行為により、本人が第三者に対して義務を負うか否かは、代理人の営業所がある国家の法により、代理人の営業所がないか又は営業所があっても第三者が知ることができない場合には、代理人が実際に代理行為をした国家の法による。

③代理人が本人と勤労契約関係にあつて、その営業所がない場合には、本人の主たる営業所をその営業所とみなす。

④本人は、第二項及び第三項にもかかわらず、代理の準拠法を選択することができる。ただし、準拠法を選択は、代理権を証明する書面に明示されるか、又は本人若しくは代理人が第三者に書面で通知した場合のみ、その効力を有する。

## 資 料

⑤代理権のない代理人と第三者との関係に関しては、第二項を準用する。

### 第四章 物権

**第三十三条（物権）** ①動産及び不動産に関する物権又は登記すべき権利は、その動産・不動産の所在地法による。

②第一項に規定される権利の取得・喪失・変更は、その原因となる行為又は事実の完成当時、その動産・不動産の所在地法による。

**第三十四条（運送手段）** 航空機に関する物権は、その航空機の国籍が所属する国家の法により、鉄道車両に関する物権は、その鉄道車両の運行を許可した国家の法による。

**第三十五条（無記名証券）** 無記名証券に関する権利の取得・喪失・変更は、その原因となる行為又は事実の完成当時、その無記名証券の所在地法による。

**第三十六条（移動中の物件）** 移動中の物件に関する物権の取得・喪失・変更は、その目的地が属する国家の法による。

**第三十七条（債権等に対する約定担保物権）** 債権・株式、その他の権利又はこれを表彰する有価証券を対象とする約定担保物権は、担保対象たる権利の準拠法による。ただし、無記名証券を対象とする約定担保物権は、第三十五条による。



## 第五章 知識財産権

### 第一節 国際裁判管轄

**第三十八条（知識財産権契約に関する訴えの特別管轄）** ①知識財産権の譲渡、担保権設定、使用許諾等の契約に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に提起することができる。

一 知識財産権が大韓民国で保護されるか又は使用若しくは行使される場合

二 知識財産権に関する権利が大韓民国で登録される場合

②第一項による国際裁判管轄が適用される訴えには、第四十一条を適用しない。

**第三十九条（知識財産権侵害に関する訴えの特別管轄）** ①知識財産権侵害に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に提起することができる。ただし、この場合、大韓民国で発生した結果に限定する。

一 侵害行為が大韓民国でした場合

二 侵害の結果が大韓民国で発生した場合

三 侵害行為が大韓民国に向けてした場合

②第一項によって訴えを提起する場合、第六条第一項を適用しない。

③第一項及び第二項にもかかわらず、知識財産権に対する主たる侵害行為が大韓民国で起きた場合には、外国で発生する結果を含めて侵害行為によるすべての結果に関する訴えを法院に提起することができる。

④第一項及び第三項によって訴えを提起する場合、第四十四条を適用しない。

## 第二節 準拠法

**第四十条（知識財産権の保護）** 知識財産権の保護は、その侵害地法による。

## 第六章 債権

### 第一節 国際裁判管轄

**第四十一条（契約に関する訴えの特別管轄）** ①契約に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

- 一 物品供給契約の場合には、物品引渡地
- 二 用役提供契約の場合には、用役提供地
- 三 物品引渡地と用役提供地が複数であるか又は物品供給と用役提供をともに目的とする契約の場合には、義務の主たる部分の履行地

②第一項で定める契約以外の契約に関する訴えは、請求の根拠たる義務が履行された地又はその義務が履行されるべき地として契約当事者が合意した地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

**第四十二条（消費者契約の管轄）** ①消費者が自身の職業又は営業活動以外の目的で締結する契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合、大韓民国に日常居所がある消費者は、契約の相手方（職業又は営業活動で契約を締結する者をいう。以下「事業者」という。）に対して、法院に訴えを提起することができる。

- 一 事業者が契約締結に先立って消費者の日常居所がある国家（以下「日常居所地国」という。）で、広告による取引勧誘等、職業又は営業
- （甲南法学'23）63-3・4-164（262）

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

活動を行うか又は消費者の日常居所地国以外の地域から消費者の日常居所地国に向けて広告による取引の勧誘等、職業又は営業活動を行い、その契約が事業者の職業又は営業活動の範囲に属する場合

二 事業者が消費者の日常居所地国で消費者の注文を受けた場合

三 事業者が消費者を対して消費者の日常居所地国ではない国家に行つて注文をするよう誘導した場合

②第一項による契約（以下「消費者契約」という。）の場合に、消費者の日常居所が大韓民国にある場合には、事業者が消費者に対して提起する訴えは、法院にのみ提起することができる。

③消費者契約の当事者間に第八条による国際裁判管轄の合意があるとき、その合意は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、効力を有する。

一 紛争が既に発生した後に国際裁判管轄の合意をした場合

二 国際裁判管轄の合意で、法院以外に外国法院にも消費者が訴えを提起することができるようにした場合

**第四十三条（勤労契約の管轄）** ①勤労者が大韓民国で日常的に労務を提供するか又は最後に日常的労務を提供した場合には、使用者に対する勤労契約に関する訴えを法院に提起することができる。勤労者が日常的に大韓民国で労務を提供しないか又はしなかった場合に、使用者がその者を雇用した営業所が大韓民国にあるか又はあったときにも、また同様である。

②使用者が勤労者に対して提起する勤労契約に関する訴えは、勤労者の日常居所が大韓民国にあるか又は勤労者が大韓民国で日常的に労務を提供する場合には、法院にのみ提起することができる。

③勤労契約の当事者間に第八条による国際裁判管轄の合意があるとき、その合意は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、効力を有する。

一 紛争が既に発生した場合

二 国際裁判管轄の合意で法院以外に外国の法院にも勤労者が訴えを提起できるようにした場合

**第四十四条（不法行為に関する訴えの特別管轄）** 不法行為に関する訴えは、その行為が大韓民国で行われるか若しくは大韓民国に向けて行われる場合、又は大韓民国でその結果が発生する場合、法院に提起することができる。ただし、不法行為の結果が大韓民国で発生することを予見することができなかった場合には、この限りでない。

## 第二節 準拠法

**第四十五条（当事者自治）** ①契約は、当事者が明示的又は黙示的に選択した法による。ただし、黙示的な選択は、契約内容又はその他のすべての事情から合理的に認められる場合に限定する。

②当事者は、契約の一部に関しても準拠法を選択することができる。

③当事者は、合意により本条又は第四十六条による準拠法を変更することができる。ただし、契約締結後に行われた準拠法の変更は、契約方式が有効か否か及び第三者の権利に影響を及ぼさない。

④すべての要素がもっぱら一つの国家と関連があるにもかかわらず、当事者がそれ以外の他の国家の法を選択した場合に、関連する国家の強行規定は、適用が排除されない。

⑤準拠法選択に関する当事者間合意の成立及び有効性に関しては、第四十九条を準用する。

**第四十六条（準拠法決定時の客観的連結）** ①当事者が準拠法を選択しなかった場合に、契約は、その契約と最も密接な関連がある国家の法による。

②当事者が契約によって次の各号のいずれかに該当する履行をすべき場合には、契約締結当時、その日常居所がある国家の法（当事者が法人又は団体である場合には、主たる事務所がある国家の法をいう。）が最も密接な関係があるものと推定する。ただし、契約が当事者の職業又は営業活動で締結された場合には、当事者の営業所がある国家の法が最も密接な関連があるものと推定する。

一 譲渡契約の場合には、譲渡人の履行

二 利用契約の場合には、物件又は権利を利用するようにする当事者の履行

三 委任・請負契約及びこれに類似する用役提供契約の場合には、用役の履行

③不動産に対する権利を対象とする契約の場合には、不動産がある国家の法が最も密接な関連があるものと推定する。

**第四十七条（消費者契約）** ①消費者契約の当事者が準拠法を選択しても、消費者の日常居所がある国家の強行規定によって消費者に付与される保護を剥奪することができない。

②消費者契約の当事者が準拠法を選択しない場合には、第四十六条にもかわらず、消費者の日常居所地法による。

③消費者契約の方式は、第三十一条第一項から第三項までの規定にもかわらず、消費者の日常居所地法による。

**第四十八条（勤労契約）** ①勤労契約の当事者が準拠法を選択しても、第二項によって指定される準拠法所属国家の強行規定によって勤労者に付与される保護を剥奪することができない。

②勤労契約の当事者が準拠法を選択しなかった場合、勤労契約は第四十六条にもかわらず、勤労者が日常的に労務を提供する国家の法により、

## 資 料

勤労者が日常的にいずれか一つの国家内で労務を提供しない場合には、使用者が勤労者を雇用した営業所がある国家の法律による。

**第四十九条（契約の成立及び有効性）** ①契約の成立及び有効性は、その契約が有効に成立した場合、この法律により適用されるべき準拠法によって判断する。

②第一項による準拠法によって当事者の行為の効力を判断することが、すべての事情に照らして明白に不当な場合には、その当事者は契約に同意しなかったことを主張するために、その日常居所地法を援用することができる。

**第五十条（事務管理）** ①事務管理は、その管理が行われた地の法による。ただし、事務管理が当事者間の法律関係に基づき行われた場合には、その法律関係の準拠法による。

②他者の債務を弁済することにより発生する請求権は、その債務の準拠法による。

**第五十一条（不当利得）** 不当利得は、その利得が発生した地の法による。ただし、不当利得が当事者間の法律関係に基づく履行から発生した場合には、その法律関係の準拠法による。

**第五十二条（不法行為）** ①不法行為は、その行為をするか又はその結果が発生する地の法による。

②不法行為をした当時、同一の国家内に加害者と被害者の日常居所がある場合には、第一項にもかかわらず、その国家の法による。

③加害者と被害者との間に存在する法律関係が不法行為により侵害される場合には、第一項及び第二項にもかかわらず、その法律関係の準拠法

による。

④第一項から第三項までの規定によって外国法が適用される場合に、不法行為による損害賠償請求権は、その性質が明白に被害者の適切な賠償のためのものではないか又はその範囲が本質的に被害者の適切な賠償のために必要な程度を超えるときには認めない。

**第五十三条（準拠法に関する事後的合意）** 当事者は、第五十条から第五十二条までの規定にもかかわらず、事務管理・不当利得・不法行為が発生した後、合意により大韓民国法をその準拠法として選択することができる。ただし、それにより第三者の権利に影響を及ぼさない。

**第五十四条（債権の譲渡及び債務の引受）** ①債権の譲渡人と譲受人との間の法律関係は、当事者間の契約の準拠法による。ただし、債権の譲渡可能性、債務者及び第三者に対する債権譲渡の効力は、譲渡される債権の準拠法による。

②債務引受に関しては、第一項を準用する。

**第五十五条（法律による債権の移転）** ①法律による債権の移転は、その移転の原因となる旧債権者と新債権者との間の法律関係の準拠法による。ただし、移転される債権の準拠法に債務者保護のための規定がある場合には、その規定が適用される。

②第一項のような法律関係が存在しない場合には、移転される債権の準拠法による。

## 第七章 親族

### 第一節 国際裁判管轄

**第五十六条（婚姻関係に関する事件の特別管轄）**①婚姻関係に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 夫婦の一方の日常居所が大韓民国にあり、夫婦の最後の共同日常居所が大韓民国にあった場合
- 二 原告と未成年の子の全部又は一部の日常居所が大韓民国にある場合
- 三 夫婦いずれもが大韓民国国民である場合
- 四 大韓民国国民として大韓民国に日常居所を置いた原告が、婚姻関係解消のみを目的に提起する事件の場合

②夫婦いずれもを相手とする婚姻関係に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 夫婦の一方の日常居所が大韓民国にある場合
- 二 夫婦の一方が死亡したときには、生存する他方の日常居所が大韓民国にある場合
- 三 夫婦いずれもが死亡したときには、夫婦の一方の最後の日常居所が大韓民国にあった場合
- 四 夫婦いずれもが大韓民国国民である場合

**第五十七条（親生子関係に関する事件の特別管轄）**親生子関係の成立及び解消に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 子の日常居所が大韓民国にある場合
- 二 子と被告となる親の一方が大韓民国国民である場合



**第五十八条（養子縁組関係に関する事件の特別管轄）** ①養子縁組の成立に関する事件に対しては、養子となるべき者又は養親となるべき者の日常居所が大韓民国にある場合、法院は国際裁判管轄を有する。

②養親子関係の存否確認、養子縁組の取消又は離縁に関する事件に関しては、第五十七条を準用する。

**第五十九条（親子間の法律関係等に関する事件の特別管轄）** 未成年の子等に対する親権、養育権及び面接交渉権に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 子の日常居所が大韓民国にある場合
- 二 父母の一方と子が大韓民国国民である場合

**第六十条（扶養に関する事件の管轄）** ①扶養に関する事件に対しては、扶養権利者の日常居所が大韓民国にある場合、法院は国際裁判管轄を有する。

②当事者が扶養に関する事件に対して第八条によって国際裁判管轄の合意をする場合、次の各号のいずれかに該当すれば、合意の効力を有しない。

- 一 扶養権利者が未成年者又は被後見人である場合。ただし、当該合意で未成年者又は被後見人たる扶養権利者に法院以外に外国法院にも訴えを提起することができるようにした場合は除外する。
- 二 合意で指定された国家が事案と何の関係もないか又は僅少な関連しかない場合

③扶養に関する事件が次の各号のいずれかに該当する場合には、第九条を適用しない。

- 一 扶養権利者が未成年者又は被後見人である場合
- 二 大韓民国が事案と何の関係もないか又は僅少な関連しかない場合

## 資 料

**第六十一条（後見に関する事件の特別管轄）** ①成年者の後見に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

一 被後見人（被後見人になるべき者を含む。以下同じ。）の日常居所が大韓民国にある場合

二 被後見人が大韓民国国民である場合

三 被後見人の財産が大韓民国にあり、被後見人を保護すべき必要がある場合

②未成年者の後見に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

一 未成年者の日常居所が大韓民国にある場合

二 未成年者の財産が大韓民国にあり、未成年者を保護すべき必要がある場合

**第六十二条（家事調停事件の管轄）** 第五十六条から第六十一条までの規定によって法院が国際裁判管轄を有する事件の場合には、その調停事件に対しても、法院は国際裁判管轄を有する。

## 第二節 準拠法

**第六十三条（婚姻の成立）** ①婚姻の成立要件は、各当事者に関してその本国法による。

②婚姻の方式は、婚姻をした地の法又は当事者のいずれかの本国法による。ただし、大韓民国で婚姻をする場合に当事者の一方が大韓民国国民であるときには、大韓民国法による。

**第六十四条（婚姻の一般効力）** 婚姻の一般効力は、次の各号の法の順位（甲南法学'23）63-3-4-172（270）

による。

- 一 夫婦の同一の本国法
- 二 夫婦の同一の日常居所地法
- 三 夫婦と最も密接な関連がある地の法

**第六十五条（夫婦財産制）** ①夫婦財産制に関しては、第六十四条を準用する。

②夫婦が合意により次の各号のいずれかに該当する法を選択した場合、夫婦財産制は第一項にもかかわらず、その法による。ただし、その合意は、日付と夫婦の記名捺印又は署名のある書面で作成された場合にのみ、その効力を有する。

- 一 夫婦の一方が国籍を有する方法
- 二 夫婦の一方の日常居所地法
- 三 不動産に関する夫婦財産制に対しては、その不動産の所在地法

③大韓民国で行った法律行為及び大韓民国にある財産に関しては、外国法による夫婦財産制をもって善意の第三者に対抗することができない。この場合、外国法によることができないときに、第三者との関係で、夫婦財産制は大韓民国法による。

④第三項にもかかわらず、外国法により締結された夫婦財産契約を大韓民国で登記した場合には、第三者に対抗することができる。

**第六十六条（離婚）** 離婚に関しては、第六十四条を準用する。ただし、夫婦の一方が大韓民国に日常居所がある大韓民国国民である場合、離婚は大韓民国法による。

**第六十七条（婚姻中の親子関係）** ①婚姻中の親子関係の成立は、子の出生当時、夫婦の一方の本国法による。

## 資 料

②第一項の場合に、夫が子の出生前に死亡したときには、夫の死亡当時の本国法をその本国法とみなす。

**第六十八条（婚姻外の親子関係）** ①婚姻外の親子関係の成立は、子の出生当時、母の本国法による。ただし、父子間の関係の成立は、子の出生当時、父の本国法又は現在の子の日常居所地法によることができる。

②認知は、第一項で定める法のほか、認知当時の認知者の本国法によることができる。

③第一項の場合に、父が子の出生前に死亡したときには、死亡当時の本国法をその本国法とみなし、第二項の場合に、認知者が認知前に死亡したときには、死亡当時の本国法をその本国法とみなす。

**第六十九条（婚姻外の出生子）** ①婚姻外の出生子が婚姻中の出生子へその地位が変動する場合に関しては、その要件たる事実の完成当時、父又は母の本国法若しくは子の日常居所地法による。

②第一項の場合に、父又は母がその要件たる事実が完成する前に死亡したときには、父又は母の死亡当時、本国法をその本国法とみなす。

**第七十条（養子縁組及び離縁）** 養子縁組及び離縁は、養子縁組の当時、養親の本国法による。

**第七十一条（同意）** 第六十八条から第七十条までの規定による親子関係の成立に関して、子の本国法が子又は第三者の承諾や同意等を要件とするときには、その要件も備えなければならない。

**第七十二条（親子間の法律関係）** 親子間の法律関係は、親と子の本国法がいずれも同一である場合にはその法により、その他の場合には子の日  
(甲南法学'23) 63-3・4-174 (272)

常居所地法による。

**第七十三条（扶養）** ①扶養の義務は、扶養権利者の日常居所地法による。ただし、その法によれば、扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けられないときには、当事者の共通本国法による。

②大韓民国で離婚がなされるか又は承認された場合に、離婚した当事者間の扶養義務は、第一項にもかかわらず、その離婚に関して適用される法による。

③傍系血族間又は姻戚間の扶養義務に関連して、扶養義務者は、扶養権利者の請求に対して当事者の共通本国法によって扶養義務がないことを主張することができ、そのような法がないときには、扶養義務者の日常居所地法によって扶養義務がないことを主張することができる。

④扶養権利者と扶養義務者がいずれも大韓民国国民であり、扶養義務者が大韓民国に日常居所がある場合には、大韓民国法による。

**第七十四条（その他の親族関係）** 親族関係の成立及び親族関係で発生する権利義務に関して、この法律に特別な規定がない場合には、各当事者の本国法による。

**第七十五条（後見）** ①後見は、被後見人の本国法による。

②法院が第六十一条によって成年又は未成年者たる外国人の後見事件に関する裁判をするときには、第一項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、大韓民国法による。

一 被後見人の本国法によって後見開始の原因があっても、その後見事務を遂行する者がいないか又は後見事務を遂行する者がいても後見事務を遂行できない場合

二 大韓民国で後見開始の審判（任意後見監督人選任の審判を含む。）

をしたか又はする場合

三 被後見人の財産が大韓民国にあり、被後見人を保護すべき必要がある場合

## 第八章 相続

### 第一節 国際裁判管轄

**第七十六条（相続及び遺言に関する事件の管轄）** ①相続に関する事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合、法院は国際裁判管轄を有する。

一 被相続人の死亡当時、日常居所が大韓民国にある場合。被相続人の日常居所がどの国家にもないか又はこれを知ることができず、その最後の日常居所が大韓民国にあった場合にも、また同様である。

二 大韓民国に相続財産がある場合。ただし、その相続財産の価額が著しく少ない場合には、この限りでない。

②当事者が相続に関する事件に対して、第八条によって国際裁判管轄の合意をする場合に、次の各号のいずれかに該当すれば、合意の効力を有しない。

一 当事者が未成年者又は被後見人である場合。ただし、当該合意で未成年者又は被後見人たる当事者に、法院以外に外国法院にも訴えを提起することを許容する場合は除外する。

二 合意で指定された国家が事案と何の関係もないか又は僅少な関連しかない場合

③相続に関する事件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第九条を適用しない。

一 当事者が未成年者又は被後見人である場合

## 韓国の新しい国際裁判管轄について

二 大韓民国が事案と何の関係もないか又は僅少な関連しかない場合

④遺言に関する事件は、遺言者の遺言当時、日常居所が大韓民国にあるか又は遺言の対象となる財産が大韓民国にある場合、法院は国際裁判管轄を有する。

⑤第一項によって法院が国際裁判管轄を有する事件の場合には、その調停事件に関しても、法院は国際裁判管轄を有する。

## 第二節 準拠法

**第七十七条（相続）** ①相続は、死亡当時の被相続人の本国法による。

②被相続人が遺言に適用される方式により、明示的に次の各号のいずれかに該当する法を指定するときには、相続は、第一項にもかかわらず、その法による。

一 指定当時、被相続人の日常居所地法。ただし、その指定は、被相続人が死亡時までその国家に日常居所を維持した場合にのみ効力を有する。

二 不動産に関する相続に対しては、その不動産の所在地法

**第七十八条（遺言）** ①遺言は、遺言当時、遺言者の本国法による。

②遺言の変更又は撤回は、その当時、遺言者の本国法による。

③遺言の方式は、次の各号のいずれかの法による。

一 遺言者が遺言当時又は死亡当時、国籍を有する国家の法

二 遺言者の遺言当時又は死亡当時、日常居所地法

三 遺言当時、行為地法

四 不動産に関する遺言の方式に対しては、その不動産の所在地法

## 第九章 手形・小切手

### 第一節 国際裁判管轄

**第七十九条（手形・小切手に関する訴えの特別管轄）** 手形・小切手に関する訴えは、手形・小切手の支払地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

### 第二節 準拠法

**第八十条（行為能力）** ①為替手形、約束手形及び小切手により債務を負担する者の能力は、その本国法による。ただし、その国家の法が他の国家の法によることを定めた場合には、その他の国家の法による。

②第一項によれば、能力がない者であっても、他の国家で署名をし、その国家の法によって能力があるときには、その債務を負担する能力があるものとみなす。

**第八十一条（小切手支払人の資格）** ①小切手支払人になれる者の資格は、支払地法による。

②支払地法によれば、支払人になれない者を支払人とした小切手が無効であっても、同一の規定がない他の国家でした署名から生じた債務の効力には影響を及ぼさない。

**第八十二条（方式）** ①為替手形・約束手形の手形行為及び小切手行為の方式は、署名地法による。ただし、小切手行為の方式は、支払地法によることができる。

②第一項で定めた法によるとき、行為が無効である場合でも、その後、



行為地法によって行為が適法であるときには、その前の行為の無効は、その後の行為の効力に影響を及ぼさない。

③大韓民国国民が外国でした為替手形・約束手形の手形行為及び小切手行為の方式が行為地法によれば無効である場合でも、大韓民国法によって適法であるときには、他の大韓民国国民に対して効力を有する。

**第八十三条（効力）** ①為替手形の引受人と約束手形の発行人の債務は支払地法により、小切手から生じた債務は署名地法による。

②第一項に規定する者以外の者の為替手形・約束手形による債務は、署名地法による。

③為替手形、約束手形及び小切手の償還請求権を行使する期間は、すべての署名者に対して発行地法による。

**第八十四条（原因債権の取得）** 手形の所持人がその発行の原因となる債権を取得するか否かは、手形の発行地法による。

**第八十五条（一部引受及び一部支払）** ①為替手形の引受を手形金額の一部に制限することができるか否か及び所持人が一部支払を受諾する義務があるか否かは、支払地法による。

②約束手形の支払に関しては、第一項を準用する。

**第八十六条（権利の行使・保全のための行為の方式）** 為替手形、約束手形及び小切手に関する拒絶証書の方式、その作成期間及び為替手形、約束手形及び小切手上的の権利の行使又は保全に必要なその他の行為の方式は、拒絶証書を作成すべき地又はその他の行為を行うべき地の法による。

**第八十七条（喪失・盗難）** 為替手形、約束手形及び小切手の喪失又は盗

## 資 料

難の場合に遂行すべき手続は、支払地法による。

**第八十八条（小切手の支払地法）** 小切手に関する次の各号の事項は、小切手の支払地法による。

- 一 小切手が、一覧払いが必要か否か、一覧後定期払いで発行することができるか否か及び先日付手形の効力
- 二 呈示期間
- 三 小切手に引受、支払保証、確認又は査証をすることができるか否か及びその記載の効力
- 四 所持人が一部支払を請求することができるか否か及び一部支払を受諾する義務があるか否か
- 五 小切手に横線を表示することができるか否か及び小切手に「計算のために」という文言又はこれと同旨である文言の記載の効力。ただし、小切手の発行人又は所持人が小切手面に「計算のために」という文言又はこれと同旨である文言を記載して現金の支払を禁止した場合に、その小切手が外国で発行され、大韓民国で支払うべきことは、一般横線小切手の効力を有する。
- 六 所持人が小切手資金に対して特別な権利を有するか否か及びその権利の性質
- 七 発行人が小切手の支払委託を取り消すことができるか否か及び支払停止のための手続を遂行することができるか否か。
- 八 裏書人、発行人、その他の債務者に対する償還請求権の保全のために拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言が必要か否か。

## 第十章 海商

### 第一節 国際裁判管轄

**第八十九条（船舶所有者等の責任制限事件の管轄）** 船舶所有者・傭船者・船舶管理人・船舶運航者、その他の船舶使用人（以下「船舶所有者等」という。）の責任制限事件に対しては、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合にのみ、法院は国際裁判管轄を有する。

- 一 船舶所有者等の責任制限をすることができる債権（以下「制限債権」という。）が発生した船舶の船籍がある地
- 二 申請人たる船舶所有者等に対して第三条による一般管轄が認められる地
- 三 事故発生地（事故による結果発生地を含む。）
- 四 事故後、事故船舶が最初に到着した地
- 五 制限債権により船舶所有者等の財産が差押え又は仮差押えられた地（差押えに代えて担保が提供された地を含む。以下「差押え等になった地」という。）
- 六 船舶所有者等に対して制限債権に基づく訴えが提起された地

**第九十条（船舶又は航海に関する訴えの特別管轄）** 船舶所有者等に対する船舶又は航海に関する訴えは、船舶が差押え等になった地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

**第九十一条（共同海損に関する訴えの特別管轄）** 共同海損に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

- 一 船舶の所在地

## 資 料

- 二 事故後、船舶が最初に到着した地
- 三 船舶が差押え等になった地

**第九十二条（船舶衝突に関する訴えの特別管轄）** 船舶の衝突又はその他の事故に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

- 一 加害船舶の船籍地又は所在地
- 二 事故発生地
- 三 被害船舶が事故後最初に到着した地
- 四 加害船舶が差押え等になった地

**第九十三条（海難救助に関する訴えの特別管轄）** 海難救助に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起することができる。

- 一 海難救助があった地
- 二 救助された船舶が最初に到着した地
- 三 救助された船舶が差押え等になった地

## 第二節 準拠法

**第九十四条（海商）** 海商に関する次の各号の事項は、船籍国法による。

- 一 船舶の所有権及び抵当権、船舶優先特権、その他の船舶に関する物権
- 二 船舶に関する担保物権の優先順位
- 三 船長と海員の行為に対する船舶所有者の責任範囲
- 四 船舶所有者等が責任制限を主張することができるか否か及びその責任制限の範囲

五 共同海損

六 船長の代理権

**第九十五条（船舶衝突）** ①開港・河川又は領海での船舶衝突に関する責任は、その衝突地法による。

②公海での船舶衝突に関する責任は、各船舶が同一の船籍国に属する場合にはその船籍国法により、各船舶が船籍国を異にする場合には加害船舶の船籍国法による。

**第九十六条（海難救助）** 海難救助による報酬請求権は、その救助行為が領海であった場合には行為地法により、公海であったときには救助した船舶の船籍国法による。

附則

〈二〇二二年一月四日法律第一八六七〇号〉

**第一条（施行日）** この法律は、公布後六か月が経過した日から施行する。

**第二条（係属中の事件の管轄に関する経過措置）** この法律の施行当時、法院に係属中の事件の管轄に対しては従前の規定による。

**第三条（準拠法適用に関する経過措置）** この法律の施行前に生じた事項に適用される準拠法に対しては、従前の規定による。ただし、この法律の施行前後に継続される法律関係に対しては、この法律の施行後の法律関係に対してのみ、この法律の規定を適用する。